

感染拡大防止対策について

1 「レベル2」への変更により、対応の変更が必要な事項について

(1) 発熱や咳等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP22）

- ・ 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

※ マニュアルによれば、レベル2・3の地域では、同居家族に風邪症状が見られる場合も登校させないこととなっていますが、この度、この対応は保留とします。

(2) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP22、23）

- ・ 登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。

※ 各学校で体制整備ができたところから順次、対応を開始してください。なお、その際には、必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用してください。

(3) 休み時間中の行動（マニュアルP53）

- ・ トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施してください。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導をしてください。
- ・ なお、事業所で同じ洗面所で同じ時間に複数人が歯を磨いていて、感染拡大に繋がった可能性もある事例も発生していることから、昼食後の歯みがき指導の実施にあたっては、学校歯科医と連携して対応してください。

※ 令和2年5月28日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における「昼食後の歯みがきの実施について」参照

(4) 各教科（マニュアルP48、49）

各教科における感染リスクの高い活動として、以下のような活動が挙げられています。感染が拡大の局面にあるレベル2地域では、次に示した活動については、**当面の間活動を停止してください。**（マニュアルP13）

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 登下校時を含めたマスクの着用について

- ・ 登下校時を含め、マスクを外す機会をできるだけ少なくすること。
- ・ やむを得ずマスクを外す態様をとる場合でも、他者の接触や会話を控えること。
- ・ **食事時間などマスクを外す場面では、感染リスクが高まるため、特に留意して、感染症予防に取り組むこと。**

3 部活動の実施について（マニュアルP50、51）

マニュアルに記載してある、「レベル2 地域」及び「全体を通じての留意事項」を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、短時間での活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

- ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は行わないこと。
- ・ 活動の前後においても3密を避け、部室や更衣室等に入る人数を制限し、少人数・短時間で更衣をさせること。また、室内の換気扇を常に回すなど換気を徹底すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 他校との、合同練習や練習試合等の企画・実施は行わないこと。

4 給食等の食事をする場面について

- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をすること。

冬季になり、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導をしてください。